

品質管理システム概要書 (2022年9月27日現在)

監査事務所名 有限責任大有監査法人
代表者名 統括代表社員 武井 浩之

1 . 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会の代表者が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っております。不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。社員会は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返し示します。

2 . 職業倫理及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第 2 条 (以下「倫理規則」という。) に基づき、誠実性の原則、公正性の原則、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則、守秘義務の原則、職業的専門家としての行動の原則に関する方針及び手続を定めております。

(2) 独立性

当法人は、当法人及び専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

(3) ローテーションの方針及び手続

当法人は、監査業務の主要な担当者 (監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者) の長期間の関与に関して、次のような方針及び手続を定めております。

大会社等の監査業務については、監査責任者、審査担当者及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間 (7 会計期間) のローテーションを義務付けております。大会社等以外の監査業務については、監査業務の主要な担当者が長期間に亘って継続して同一の監査業務に従事している場合、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定します。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は、契約の新規の締結又は契約の更新に関する方針及び手続を定めております。

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めております。

- 不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関し、不正リスクを考慮した監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価し、新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討しております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び、当法人又は業務執行社員が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人事に関する方針及び手続を定めております。

- 不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供します。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。当該方針及び手続には、監査の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含めております。

- 不正リスクへの対応

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査調書を査閲します。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門的な見解の問合わせが適切に実施されるように、当法人内外において、十分な人材等を確保し、問合せから得られた見解に対処するとともに、それらを文書化するための方針及び手続を定めております。

- 不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討します。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、全ての監査業務について監査計画及びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を適切に実施するために 審査の内容、実施時期及び範囲、審査の担当者の適格性、 審査担当者の客観性、 審査の記録及び保存、 審査を実施しない場合に関する方針及び手順を定めております。また、監査報告書は、監査意見の審査が完了するまで発行いたしません。

- 不正リスクへの対応

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手順が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討します。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任します。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施します。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手順

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違が生じた場合の対処方法及び文書化に関する方針及び手順を定めております。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行いたしません。

- 不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達します。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手順

当法人は、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するため、監査業務開始時における監査チームのメンバーへの監査調書の配付、監査業務実施中の監査調書の管理及び監査業務終了時の監査調書の整理を適切に実施します。

6 . 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手順の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手順が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めております。またこのプロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視及び評価を含めております。この評価には、監査責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに1つの完了した監査業務の定期的な検証に関する方針及び手順を含めております。

- 不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が当法人の品質管理の方針及び手順に準拠して実施されていることを確かめます。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理担当責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達します。監査責任者等は、それぞれの権限と責任に応じて、迅速かつ適切な対応を図り、求められた是正措置を適時に実施します。また、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの監視に関する事項を適切に文書化します。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、当法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て、当法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て、個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立ての各事項に関して、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めます。

- 不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、方針及び手続を定めております。

- 不正リスクへの対応

不正リスク対応基準が適用される監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告します。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定めております。当法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、当法人が、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに必要なに応じて監査業務の実施の過程において確かめております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項ありません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。